

エレベーター保守点検業務委託契約書（案）

愛媛県立南宇和病院 院長

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、愛媛県立南宇和病院に設置しているエレベーターの保守点検業務について、次の条項に基づき契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、別記「仕様書」によりエレベーターの保守点検業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託の期間）

第2条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 *愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

第8条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したのち、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適正な請求書を受理した日から起算し30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託料は、第3条の委託料の額を年12回の均等割で支払うこととし、均等割した額に1円未満の端数が生じる場合には、初回の支払時に調整するものとする。

(特約条項)

第10条 乙が点検中に発見した不良部品及びその取替料は、甲に対して別途請求するものとする。ただし、点検項目の中で取替を行わなければ作動しないものについては、部品代のみとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき
- (3) 正当な理由がなく業務の履行を怠ったとき
- (4) この契約の締結及び業務の履行に関して、不正な行為をしたとき又は甲の指示に従わなかつたとき
- (5) 業務を履行することが困難であると認めたとき
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。) であると認められるとき

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を、乙に請求することができる。

(予算不成立の場合の契約解除)

第12条 契約期間の開始までにおいて、本契約に係る甲の歳入歳出予算の金額について議会の議決がなかった場合は、甲はこの契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の場合において、本件契約を履行するために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、乙は、その費用を請求することはできない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責に帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 天災地変の不可抗力その他乙の責めによらない事由によって生じた故障については、乙はその責めを負わない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(事情変更による契約の変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他の不足の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第16条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県会計規則によるものとし、同規程及び同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する
ものとする。

令和7年 月 日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2433-1
甲 愛媛県立南宇和病院
院長 印

乙

【別記1】

仕様書

[エレベーター保守点検業務]

第1 基本事項

乙は、エレベーターが常に安全で最良の運転状態を維持するよう、点検整備を行う。

第2 契約の対象となる昇降機

1 所 在 地	南宇和郡愛南町城辺甲 2433番地1
2 建 物 名	愛媛県立南宇和病院
3 種類及び台数	車椅子兼用エレベーター 2基 寝台用エレベーター 1基 荷物用エレベーター 1基
4 機 械 番 号	第JG00860号
5 付 加 装 置	① 火災時管制運転装置 ② P波付地震時管制運転装置 ③ 自家発管制運転装置 ④ オートアナウンス装置

第3 遠隔監視

乙は、当院に設置している4基のエレベーターに遠隔監視装置を設置し、24時間365日監視する。

遠隔監視装置については、乙がこれを甲に無償で貸与し、撤去する場合の費用についても乙の負担とする。

第4 定期点検

乙は、定期的に技術員を派遣して昇降機装置全般を点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行う。

第5 細密調査

乙は、定期的に監督技術者を派遣して機械装置の細部を調査し、予防安全措置をとる。なお、調査項目は建築基準法第12条に規定する検査結果書に準じるものとする。

第6 定期整備

乙は、定期点検、細密調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに修理又は部品の取替をする。

第7 定期点検、整備の対象事項

添付の作業仕様書のとおり。

第8 故障時の対応

乙は、不時の故障により連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処置を行う。

第9 定期点検及び細密調査の回数

- 1 定期点検は、委託期間中において月2回実施するものとする。ただし、作業仕様書中に別に定める箇所は除く。
- 2 細密調査は、上記1のうち年1回実施する。
- 3 遠隔監視装置の点検は、3月に1回実施する。